

独立行政法人教職員支援機構業務方法書

平成13年4月2日
文部科学大臣認可
平成27年4月1日
改 正
平成29年4月1日
改 正

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 機構が行う業務（第3条—第9条）
- 第3章 業務委託及び契約に関する事項（第10条・第11条）
- 第4章 役員（監事を除く。）の職務の執行が独立行政法人通則法、独立行政法人教職員支援機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（第12条—第27条）
- 第5章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項（第28条・第29条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人教職員支援機構法（平成12年法律第88号）第3条に規定する目的を達成するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項の規定に基づき、この業務方法書を定める。

（業務運営の基本原則）

第2条 機構は、法令及びこの業務方法書の定めるところに従い、適正かつ確実に業務を運営しなければならない。

第2章 機構が行う業務

（学校教育関係職員に対する研修）

第3条 機構は、次に掲げる学校教育関係職員に対する研修を実施する。

- 一 国公立の学校の教職員

二 都道府県・市町村の教育委員会において学校教育に係る職務に携わる職員

(公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言)

第4条 機構は、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者が策定する教員等の育成に関する指標について、機構の知見等を活用した専門的な助言を行う。

(学校教育関係職員に対する研修に関する指導、助言及び援助)

第5条 機構は、次に掲げる研修に関する指導、助言及び援助を行う。

- 一 都道府県・市町村教育委員会等が実施する学校教育関係職員に対する研修
- 二 教育関係団体等が実施する学校教育関係職員に対する研修

(学校教育関係職員の資質に関する調査研究及び成果の普及)

第6条 機構は、次に掲げる事業を実施する。

- 一 大学や教育委員会等と連携した、学校教育関係職員の養成・採用・研修の改善に資する専門的・実践的な調査研究
- 二 一に関する成果の普及

(免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定に関する事務)

第7条 機構は、文部科学省と緊密な連携を図り、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。）に規程する次の事務を行う。

- 一 免許法第九条の三第一項の規程による免許状更新講習の認定に関する事務
- 二 免許法別表第三備考第六号の規程による免許法認定講習、大学の公開講座及び通信教育の認定に関する事務

(教員資格認定試験の実施に関する事務)

第8条 機構は、免許法第十六条の二第一項の規程による教員資格認定試験について、教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第17号）を踏まえ、文部科学省及び実施大学等と緊密な連携を図り、秘密保持に十分留意した上で、試験の実施に関する事務を行う。

(附帯業務)

第9条 機構は、研修に係るテキスト等の作成及び販売、研修参加者に対する宿泊施設の提供その他の前6条の業務に附帯する業務を行う。

第3章 業務委託及び契約に関する事項

(業務委託の基準)

第10条 機構が、機構以外の者に委託する業務は、委託することが自ら実施するよりも経済性の面等において有利であり、委託することによりすぐれた成果を得ることが十分に期待されるものでなければならない。

(競争入札その他契約に関する基本的事項)

第11条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他機構の会計に関する規程で定める場合は、指名競争契約及び随意契約によることができるものとする。

第4章 役員（監事を除く。）の職務の執行が独立行政法人通則法、独立行政法人教職員支援機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(内部統制に関する基本方針)

第12条 機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が独立行政法人通則法、独立行政法人教職員支援機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(法人運営に関する基本的事項)

第13条 機構は、法人の運営基本理念及び運営方針を策定するものとする。
2 機構は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

(役員会の設置に関する事項)

第14条 機構は、役員会の設置等に関する以下の事項について定めるものとする。

- 一 理事長を頂点とした意思決定ルールの特明確化
- 二 理事長の意思決定を補佐する役員会の設置
- 三 本部・事務所等会議の開催

(中期計画等の策定及び評価に関する事項)

第15条 機構は、中期計画等の策定及び評価に関する以下の事項について定めるものとする。

- 一 中期計画等の策定過程の整備（現場が関与する計画策定）
- 二 中期計画等の進捗管理体制の整備
- 三 中期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備
- 四 中期計画等の進捗状況のモニタリング
- 五 部門の業務手順の作成（標準業務手順・マニュアルの整備）
- 六 評価活動の適切な運営に関する以下の事項
 - イ 業務手順に沿った運営の確保
 - ロ 業務手順に沿わない業務執行の把握
 - ハ 恣意的（いわゆるゆお手盛りなど）とならない業務実績評価
- 七 上記モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告書の作成

(内部統制の推進に関する事項)

第16条 機構は、内部統制の推進に関する以下の事項について定めるものとする。

- 一 役員を構成員とする内部統制委員会の設置
- 二 内部統制を担当する役員の決定
- 三 本部における内部統制推進部門の指定及び推進責任者の指定
- 四 事務所における内部統制推進責任者の指定
- 五 内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者間における報告会の実施
- 六 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- 七 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- 八 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- 九 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- 十 研修会の実施
- 十一 コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- 十二 反社会的勢力への対応方針等

(リスク評価と対応に関する事項)

第17条 機構は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする以下の事項について定めるものとする。

- 一 リスク管理委員会の設置
- 二 業務部門ごとの業務フロー図の作成
- 三 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析

- 四 把握したリスクに関する評価及びリスク低減策の検討
- 五 リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制
- 六 保有施設の点検及び必要な補修等
- 七 事故・災害等の緊急時に関する事項
 - イ 防災業務及び事業継続に関する計画の策定及び計画に基づく訓練等の実施
 - ロ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
 - ハ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

(情報システムの整備と利用に関する事項)

第18条 機構は、情報システムの整備及び利用に関する以下の事項について定めるものとする。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

- 一 情報システムの整備に関する事項
 - イ 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
 - ロ 理事長の指示、法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み
 - ハ 職員から役員に必要な情報（特に、危機管理、内部統制に関する情報）が伝達される仕組み
- 二 情報システムの利用に関する事項
 - イ 業務システムを活用した効率的な業務運営（情報化の推進）
 - ロ 情報を利用可能な形式に整えて活用できる以下の事項
 - (1) 法人が保有するデータの所在情報の明示
 - (2) データへのアクセス権の設定
 - (3) データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第19条 機構は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する以下の事項について定めるものとする。

- 一 情報セキュリティの確保に関する事項
 - イ 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保
 - ロ 情報漏えいの防止（特に、システム管理を外部に委託している場合における情報漏えいの防止）
- 二 個人情報保護に関する事項
 - イ 個人情報保護に係る点検活動の実施
 - ロ 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関

する指針」の遵守

(監事及び監事監査に関する事項)

第20条 機構は、監事及び監事監査に関する以下の事項について定めるものとする。なお、監事の権限は独立行政法人通則法第19条第4項で定めるところによる。

一 監事に関する事項

- イ 監事監査規程の整備に対する監事の関与
- ロ 理事長と常時意思疎通を確保する体制
- ハ 補助者の独立性に関すること（監事の指揮命令権、監事監査業務に係る人事評価・懲戒処分等に対する監事の関与）
- ニ 監事と理事長との会合の定期的な実施

二 監事監査に関する事項

- イ 監事監査規程に基づく監査への協力
- ロ 補助者への協力
- ハ 監査結果に対する改善状況の報告
- ニ 監査報告の主務大臣及び理事長への報告

三 監事によるモニタリングに必要な以下の事項

- イ 監事の役員会等重要な会議への出席
- ロ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み
- ハ 機構の財産の状況を調査できる仕組み
- ニ 監事と内部監査担当部門との連携
- ホ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
- ヘ 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

(内部監査に関する事項)

第21条 機構は、監査室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第22条 機構は、内部通報及び外部通報に関する以下の事項について定めるものとする。

- 一 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- 二 内部通報者及び外部通報者の保護
- 三 内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する理事や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(入札・契約に関する事項)

第23条 機構は、入札及び契約に関する以下の事項について定めるものとする。

- 一 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置
- 二 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
- 三 談合情報がある場合の緊急対応
- 四 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立

(予算の適正な配分に関する事項)

第24条 機構は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備（予算配分の見直し等に関する適正なルール の策定等）及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第25条 機構は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のWeb等での公開に関する事項について定めるものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第26条 機構は、職員（非常勤職員を含む）の人事管理方針に関する以下の事項について定めるものとする。

- 一 業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション
- 二 職員の懲戒基準
- 三 長期在籍者の存在把握

(調査研究に関する事項)

第27条 機構は、調査研究活動の評価及び不正防止に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- 一 研究評価体制の確立
- 二 研究予算の配分基準の明確化
- 三 調査研究費の適正経理
- 四 経費執行の内部牽制
- 五 データや報告書等のねつ造等調査研究不正の防止
- 六 調査研究内容やデータの漏洩防止
- 七 研究資金の管理状況把握

八 研究倫理教育の実施

第5章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項

(役員の実任の一部免除)

第28条 機構は、独立行政法人通則法第25条の2第1項の役員の実任責任について、同条第4項に定める要件に該当する場合には、文部科学大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(その他)

第29条 法令及びこの業務方法書に定めるもののほか、業務の執行に関し必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この業務方法書は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 第7条及び第8条に規定する事務については、平成30年4月1日から実施する。